

第 5 4 号 議 案

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 15 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 17 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 24 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 24 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第 2 条の 2 の 3 を削り、付則第 2 条の 2 の 4 を付則第 2 条の 2 の 3 とする。

付則第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 7 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又

は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 47 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 47 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこの 20 本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切

り捨てるものとする。

- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 17 条、第 23 条第 1 項ただし書、第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定
令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 付則第 7 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定
令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 6 条及び第 15 条第 4 項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (4) 付則第 2 条の 2 の 3 を削り、付則第 2 条の 2 の 4 を付則第 2 条の 2 の 3 とする改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（公示送達に関する経過措置）

- 第 2 条 この条例による改正後の新宿区特別区税条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（特別区民税に関する経過措置）

第 3 条 改正後の条例第 17 条及び第 23 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和 7 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の区民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 改正後の条例第 24 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「第 1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき改正後の条例第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する改正後の条例第 24 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する申告書について適用し、第 1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の新宿区特別区税条例（以下「改正前の条例」という。）第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した改正前の条例第 24 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第 24 条の 3 第 1 項の規定は、第 1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第 24 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、第 1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の条例第 24 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例付則第 7 条の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、改正後の条

例第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る改正後の条例第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び改正後の条例付則第 7 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 改正後の条例第 49 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例付則第 7 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。以下同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 改正後の条例付則第 7 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため